

経営者の利益制御行動と繰延税金資産の調整

小樽商科大学 商学部 大 沼 宏

最近の欧米の会計ジャーナルを読んでいると、Thomas and Zhang [2000], Van Caneghem [2002], DuCharme, et al. [2004] などの、「利益制御」(earnings management) を題材として取り上げる研究が非常に増えてきていることに気づく。日本においても、利益制御に関係する研究は増加している。こうした傾向の根底にあるのは、企業の財務報告全般、特に財務諸表に対する一種の不信感が顕在化してきているのだと考えられる。証券アナリストや機関投資家のみならず研究者の間においても、こうした認識が広がりつつあるのは非常に興味深い。

本稿は経営者の利益制御行動について説明するとともに、その道具として、最近浮上した税効果会計を適用することで計上される繰延税金資産を通じた利益制御の可能性を検討する。その上で、近年ジャーナルに掲載された、評価性引当額の設定を通じた利益制御の可能性に関する研究をいくつか取り上げる。文献調査を通じて得られたインプリケーションから、今後の研究の可能性を探る。

利益制御行動と発生主義会計

Healy and Wahlen [1999] は、利益制御を次のように定義する。

企業の経済的業績について、株主からの評価の誘導 (mislead) を試みたり、あるいは報告される会計数値に依存した契約結果に影響を与えることを目的として、財務報告内容を変えるために、経営者がなんらかの判断を

行ったり、あるいは何らかの取引を遂行するときに、利益制御がなされたと考えられる。

としている。つまり利益制御とは、経営者が一定の目的を達成するために、会計数値を戦略的に制御する、いわゆるマイクロ会計政策を指すものと理解される（中條 [2001]）。利益制御の特徴は、決して法に抵触する類のものではないという点にある。というのも、利益制御の道具は、GAAPと呼ばれる一般に認められた会計手法の範囲内において選択されるからである。このため、利益制御を実施したかどうかを検証するのは、非常に厄介な問題である。

Brown [1999] によると、経営者による利益制御は、しばしば次の3つのアプローチの一つかあるいはそれ以上を利用することで達成されると指摘する。第一に、数多くの財務報告上の選択肢の中からひとつの方法を選択することによってなされる場合である。例えば、リースも企業買収もどのようなスキームを選択したかによって、その財務報告内容は大きく異なる。リースについていえば、ファイナンスリースを選択したか、オペレーティングリースを選択したかで、財務報告内容はまったく異なる。ファイナンスリースを選択すると、一部の例外を除いて、リースした資産は貸借対照表に記載される（オンバランスと呼ぶ）。結果として貸借対照表上にリース資産が計上されることになり、購入したのと財務報告上は変わらないことになる。これに対してオペレーティングリースを選択すると、リースした資産は一切貸借対照表に記載されなくなる（対照的にオフバランスと呼ぶ）。結果として、オペレーティングリースを選択したほうが、貸借対照表を膨らませることなく財務報告が行えるので、財務上の効率性を向上できる。

第二に、資産の購入および処分によって利益制御がなされる場合である。固定資産を売却すると、通常は固定資産売却損益が計上される。それ自体は利益制御の道具とはならない。しかし、売却先が関連企業であったり、取引先だった場合はどうであろう。もともとその固定資産が不要であったとしても、売却の結果多額の損失を計上することが予想される場合、すぐに売却せずに次期まで置くかもしれない。あるいは利益額を減らして配当を減らすために、逆に前

倒して売却を急ぐかも知れない。いずれにしてもその選択肢は経営者の下にある。

第三に、経営者の主観的な見通しや判断によって、財務数値が変動する場合である。例えば、貸付債権についての貸倒見積高を意味する貸倒引当金は、経営者の主観的判断によって金額の最も変動しやすいものの典型である。平成11年公表の「金融商品に係る会計基準」によると、この貸倒見積高を計上するためには、まず貸付債権の分類から始めるよう求める。次いで当該会計基準によると、債務者の財政状態および経営成績等に応じて貸付債権は3区分される。第一に、重大な問題が生じていない債務者に対する債権として一般債権、第二に、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権ということで貸倒懸念債権、第三に、経営破綻または実質的には経営破綻に陥っている債務者に対する破産更正債権等である。以上のように三分類した上で、それぞれの債権状況に適した貸倒引当金を計上することを、当該会計基準は求める¹⁾。問題なのは、貸倒懸念債権について貸倒引当金を計上するときである。

貸倒懸念債権に貸倒引当金を設定する場合、二通りの方法を当該会計基準は認める。一つは担保処分見込額を控除した残額に対して貸倒引当金を設定する方法、いま一つが貸付債権のキャッシュフロー回収見込額を見積もることができる場合、債権の割引現在価値 (discounted cash flow) と帳簿価額との差額に対して設定する方法である。いずれの方法も、経営者の主観によって大きく変化する可能性を持つ。担保処分見込額は市場の動向に左右されるため、処分のタイミングによって金額は変化するだろう。割引現在価値についても、利率を何にするか、回収期間をどの程度にするかによっても、回収見込額は変化する。もちろん経営者の主観的な判断についても、監査によって客観性が付与されるとの意見もありえるものの、限界はある。本稿の主題である繰延税金資産の回収可能性の判断は、このカテゴリーに属する。

1) 内容について「金融商品にかかる会計基準」第4を参照。

ではなぜ、利益のみならずあらゆる会計数値は、経営者による制御が可能なのか。この点について、すでに伊藤 [1996] を含む数多くの研究により、経営者が会計数値を戦略的に制御する理由とその方法は指摘されてきた。経営者によって利益数値の制御が可能となる最大の理由は、企業会計が発生主義をフレームワークとしているからである。

発生主義会計とは、キャッシュフロー計算に経営者の見積もりや推量に基づいて算定される発生処理額 (accrual) の調整を加えることによって利益計算を行うものである。キャッシュフローは、現金収支という、企業についてもっとも客観的な情報を提供する。これに対し、キャッシュフロー情報だけでは不十分であるとの主張がかなり以前からなされてきた。Paton and Littleton [1940] は、発生主義会計にとって最も重要な概念として「対応概念」(matching concept)、いわゆる費用収益対応の原則を指摘する。収益と費用とは、企業が獲得した成果とそれに関わって生じた犠牲分を損益計算書上に表したものである。収益と費用の差額である利益は、単にキャッシュフローから計算されるのではなく、繰延項目 (deferrals)、費用配分要素 (allocations)、評価勘定 (valuations) などの発生処理額を加算減算することによって計算される (Sloan [1996])。これら発生処理額には経営者の意思や主観が強く反映され、それ故発生処理額には企業の将来に向けた方向性や可能性が反映される。こうした点から、Paton and Littleton [1940] は、収益と費用を損益計算書上に適正に対応させるためには、キャッシュフローに係る情報だけでは不十分であり、発生主義会計が必要であると論じる。

その一方で、対応概念はきわめて抽象的であり、結果として計算される利益数値は恣意的に操作できるという、脆弱性を抱えている²⁾。つまり、企業会計が発生主義を採用している限り、経営者の利益制御行動は必然的に起こりうる。

2) 発生主義会計は、経営者の将来キャッシュフローへの予測要素を反映するというきわめて有効なシステムである (Beaver [1989]) ことから、当該企業の将来像も浮き彫りにできる。利益制御が可能という致命的な欠陥があることで、逆に企業の将来についての情報を含めることができるのが発生主義会計の特徴である。詳細は大沼 [2000] 参照。

1980年代の中頃から、発生処理額の測定を通じて会計政策行使の実態を解き明かそうとする試みがムーブメントとなりつつあるのは、発生主義会計の本質に起因する試みであるといえよう³⁾。

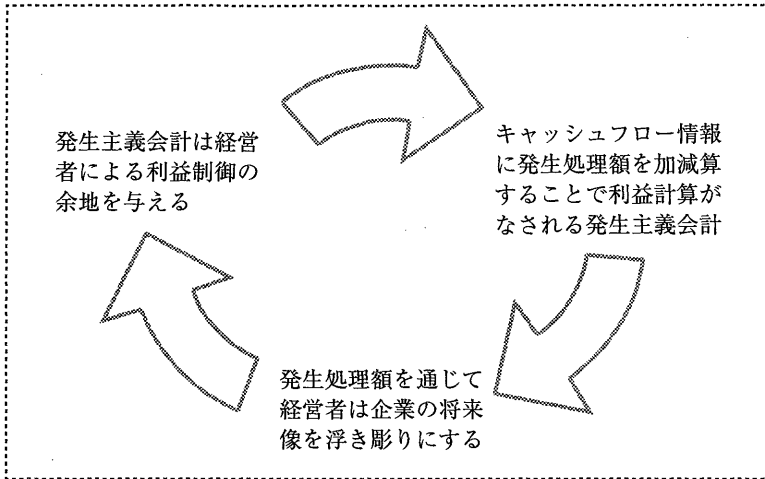


図1 発生主義会計と利益制御の関係

税効果会計と経営者の裁量との関連性

経営者の利益制御行動が発生主義会計に根付いたものである以上、発生主義会計に則した会計処理には全て利益制御の可能性があるということになる。以下では税効果会計によって計上される繰延税金資産について議論を進めよう。

税効果会計とは、法人税・住民税及び事業税（以下法人税等）の処理に発生主義を適用することでなされる期間配分処理（interperiod allocation）のこと

3) 発生処理額の測定を通じたりサーチデザインは、McNichols [2000] によると三分類される。第一のデザインは発生処理額合計額を分析するものである。中條 [2001] はこれに該当する。第二のデザインは特定の発生処理額について分析したものである。これに該当するのは野間 [2001]、第三のデザインは制御後の報告利益をその分布（distribution）から分析するものであり、これに該当するものに須田・首藤 [2001] がある。

である。税効果会計適用上の最大の問題点は、繰延税金資産の回収可能性をどう評価するかというものであった。繰延税金資産は、財務会計と税務会計のそれぞれに基づく貸借対照表価額の差異のうち、納税申告上将来の課税所得を減額させる効果を持つ将来減算一時差異に回収または支払の見込まれる期の実効税率を乗じて認識する⁴⁾。しかし将来減算一時差異が、実際に将来の課税所得を減額するかどうかは、極めて判断の難しい問題である。Visvanathan [1998]によると、繰延税金資産を認識するために必要なものとして、将来加算一時差異と還付金及び将来の課税所得、そして税務計画を挙げる。将来加算一時差異と還付金については、ある程度保証されているとして、その客観性と検証可能性は認める。その一方で、彼は将来の課税所得と税務計画についてあまりに主観的と指摘する。税効果会計に関する米国財務会計基準109号(SFAS109号)は、繰延税金資産の一部または全部が回収されない(課税所得を減額しない)可能性が高い場合、繰延税金資産を取り崩す評価性引当額の設定を指示する。この可能性は50%超の確率と一般には理解されているが、Miller and Skinner [1998]は評価性引当額の設定についての判断は、経営者の裁量にほぼ任されていると説明する。

つまり将来減算一時差異を基にした繰延税金資産の計上自体経営者の裁量にかなり依存しているとともに、回収可能性の判断に基づく評価性引当額の設定についても同様の状況にある。結果的に評価性引当額の設定を通じて法人税等及び税引後当期純利益は制御可能となる(図2参照)。

こうした実態を背景に、繰延税金資産について設定される評価性引当額の変動を説明する要素と背後にある経済的な動機について注目が集まっている。これに関して、米国における評価性引当額と利益制御行動に係る研究を見ていく。

4) 税効果会計及び繰延税金資産の認識と測定についての詳細は、大沼 [2000] を参照されたい。

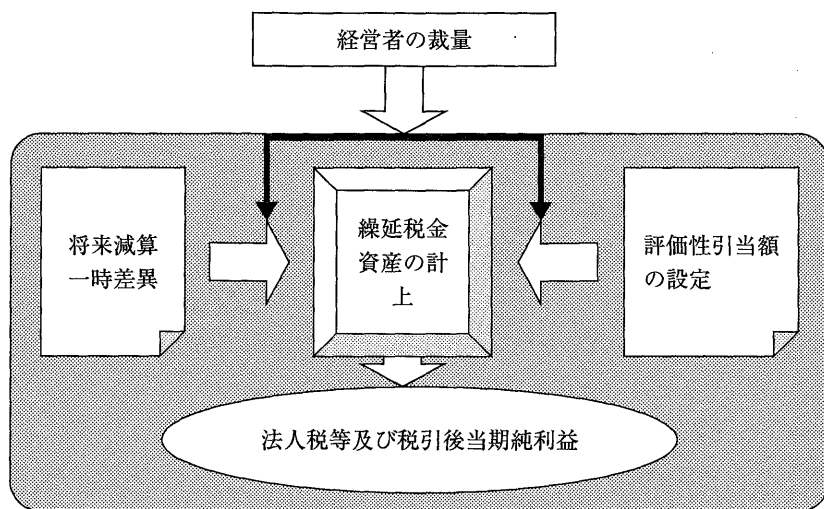


図2 経営者の裁量がそれぞれに与える影響

評価性引当額と利益制御行動のリンケージ

Visvanathan [1998]

この研究は、評価性引当額の変動は利益制御と関係があるかを検証したものである。具体的にいえば、評価性引当額の変動と当期純利益の変動の関係について実証的に検証した。これとともに、財務上の特約 (debt covenant) によって確約されたレバレッジ⁵⁾ 制約及びボーナス制度などのインセンティブ及び利益平準化インセンティブが利益制御行動と関係するかについても検証した。調査の結果から、収益性は高いがレバレッジが高く財務的には逼迫している企業は、評価性引当額を変化させて当期純利益を変動させている可能性が高いと指摘された。とはいえ、評価性引当額を用いた利益平準化の可能性は低く、評価性引当額の変動とレバレッジ制約及びボーナス制度との間には直接的な関係性は見られなかった。

5) レバレッジとは負債／資本比率を意味する。

Behn, et al. [1998]

この研究の目的は、繰延税金資産に対して設定される評価性引当額とSFAS109号を適用することで認識されたさまざまな変数との関係を実証的に明らかにしようというものであった。単変量解析と多変量解析によって得られた結果から、以下の点が明らかになった。過年度課税所得、将来加算一時差異の解消、一時差異の源泉、OPEB（年金以外の退職後給付）による一時差異、将来課税所得が得られる可能性、及び税務計画などが、評価性引当額の金額を決定する要素であることがわかった。加えて、評価性引当額の金額水準についても、これらの変数は強い影響を与えていることが明らかになった。

Miller and Skinner [1998]

彼らは、利益制御に関係するよく知られた仮説として、レバレッジ仮説「レバレッジの高い企業の経営者は評価性引当額を小さくする傾向にある」と、利益平準化仮説「経営者は自らの裁量により税引後当期純利益の変動を出来る限り削減しようとする」の両仮説を検証した。検証の結果、評価性引当額の変動を説明する変数としては、繰越欠損金がもっとも有力な変数であることが明らかになった。その一方で Behn, et al. [1998] の結果とは異なり、検証結果からは利益制御を強力に支持する変数は発見できなかった。

Bauman, et al [2001]

彼らが設定した仮説としては、以下の4仮説であった。経営者が評価性引当額を通じて利益制御を行うのは、①当期純損失を回避するため②当期純利益減少を避けるため③「ビッグバス」⁶⁾を生み出すため④投資アナリストの予想に合わせるためというものだった。検証結果からいえば、ポジティブな反応が見られたのは、③と④の仮説だった。しかしポジティブな反応を見せたサンプルは、③については全体のわずか1%、④については14%に過ぎない結果だった。つまり、企業によっては仮説に沿った結果を示したもののあったが、全体とし

6) 業績の悪い決算期において、リストラ費用等を大幅に計上して当期の業績をさらに悪化させて次期以降の業績を向上させようとする（いわゆるV字回復）会計処理を一般に「ビッグバス」と呼ぶ。

ては有意な結果は得られなかった。結論として、平均的に SFAS109号の規定に沿った行動を企業は行っていたが、それを利益制御行動とは判断できないというものだった。

諸研究によって示された知見と今後の課題

以上4研究を踏まえていえるのは、何であろうか。Behn, et al. [1998]を除けば、いずれの研究からも評価性引当額の設定を通じた利益制御行動はそれほど顕著になっていない点が示唆される。特に、Mills [2001]によれば、Bauman, et al [2001]の検証結果からは、クロスセクショナル分析では有力な結果は得られない可能性が高く、何社か取り上げたケース分析のほうが適当と指摘する。多数のサンプルから結果を得るまでには、評価性引当額を通じた利益制御は一般的ではないという見解を読み取ることができる。以上から今後の方向性として、次の二つが指摘できる。

第一に、評価性引当額を通じた利益制御自体が、実務ではまだ定着しきっていないのではないかという点である。本稿で参照した諸研究は米国企業を対象としているが、Visvanathan [1998]によれば、評価性引当額は利益制御の道具としてはまだ定着しきっていないとされる。しかしこの研究が発表されてから、すでに5年以上が経過している。いまだに評価性引当額を用いた利益制御は行われていないとは、到底いえないと考えられる。金融機関をめぐる、税効果資本議論は記憶に新しい。十分に検証可能な問題であろう。第二に、サーベイした各研究はいずれも米国企業を対象としたものということである。日本企業についても同じ結果となるかどうかは筆者の今後の研究課題としたい。

参 考 文 献

- Bauman, C.C., Bauman, M.P., and R. F. Halsey [2001] "Do Firms Use the Deferred Tax Asset Valuation to Manage Earnings?" *Journal of American Taxation Association*, Vol.23, Supplement, pp.27-48
- Beaver, W.H. [1989] *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 2nd edition (Prentice-Hall)
- Behn, B.K., Eaton, T.V. and J.R. Williams [1998] "The Determinants of the Deferred Tax Allowance Account under SFAS No.109", *Accounting Horizons*, Vol.12, No.1 (March), pp.63-78
- Brown, P.R. [1999] "Earnings Management: A Subtle (and Troublesome) Twist to Earnings Quality", *Journal of Financial Statement Analysis*, Vol.4 (winter), pp.61-63
- DuCharme, L.L., Malatesta, P.H. and S.E. Sefik [2004] "Earnings Management, Stock Issues, and Shareholder lawsuits", *Journal of Financial Economics*, Vol.71, No.1, pp.27-49
- Healy, P.M. and J.M. Wahlen [1999] "A Review of the Earnings Management Literature and its Implications for Standard Setting", *Accounting Horizons*, Vol.13, No.4, pp.365-383
- McNichols, M.F. [2000] "Research Design Issues in Earnings Management Studies", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.19, No.4-5, pp.313-345
- Miller, G.S. and D.J. Skinner [1998] "Determinants of the Valuation Allowance for Deferred Tax Assets under SFAS No.109", *The Accounting Review*, Vol.73, No.2, pp.213-233
- Mills, L.F. [2001] "Discussion of "Do Firms Use the Deferred Tax Asset Valuation to Manage Earnings?"", *Journal of American Taxation Association*, Vol.23, Supplement, pp.49-51
- Sloan, R.G. [1996] "Do Stock Prices Fully Reflect Information in Accruals and Cash Flows About Future Earnings?", *The Accounting Review*, Vol.71, No.3 (July), pp.289-315
- Thomas, J. and X. Zang. [2000], "Identifying Unexpected Accruals: a comparison of Current Approaches", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.19, pp.347-376
- Van Caneghem, T. [2002] "Earnings Management Induced by Cognitive Reference Points", *British Accounting Review*, Vol.34, pp.167-178
- Visvanathan, G. [1998] "Deferred Tax Valuation Allowances and Earnings Management", *The Journal of Financial Statement Analysis*, Vol.3, (summer), pp.6-15

- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』 (岩波書店)
- 大沼 宏 [2000] 「税効果会計全面導入の根底にある論理」 『商学討究』 第50巻第2・3合併号 (3月), 193-212頁。
- 須田一幸・首藤昭信 [2001] 「経営者の利益予測と裁量的会計行動」 『産業経理』 第61巻, 第2号, 46-56頁。
- 中條祐介 [2001] 「会計ビッグバンとマイクロ会計政策」 『会計』 第160巻, 第5号, 741-752頁。
- 野間幹晴 [2001] 「貸倒引当金を巡る経営者の裁量的行動と証券市場」 『一橋論叢』 第126巻, 第5号, 584-600頁。

(この研究は科学研究補助金の助成による研究成果の一部である。)